

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告

### 【目 次】

頁

副委員長 長峰秀和



#### 常任委員会

企画財政	26
総務県民生活	27
環境農林	28
福祉保健医療	29
産業労働企業	30
県土都市整備	30
文教	31
警察危機管理防災	32

#### 特別委員会

決算	32
自然再生・循環社会対策	33
地方創生・行財政改革	34
公社事業対策	34
少子・高齢福祉社会対策	34
経済・雇用対策	35
危機管理・大規模災害対策	35
人材育成・文化・スポーツ振興	36
八潮市道路陥没事故調査等	36

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第128号議案について、「権限移譲に当たり、市町村の課題をどの程度把握しているのか。また、把握した課題を踏まえて、どのように権限移譲を進めていくのか」との質疑に対し、「毎年、市町村との権限移譲に関する意見交換会で、課題の把握を行っている。また、多くの市町村で受入れが進む事務などを重点移譲対象事務と定めたほか、市町村が円滑に事務を処理できるようマニュアルなどの情報提供、県職員の派遣などの人的支援、権限移譲特別推進交付金などの財政支援をきめ細やかに行い、権限移譲を進めていく」との答弁がありました。

次に、第138号議案について、「本県の人口一人当たりの宝くじの販売額は、他都道府県と比較してどうか。また、今後、県内で買っていただくため、どのようにPRしていくのか」との質疑に対し、「令和6年度における人口一人当たりの宝くじ購入額は5,253円で、都道府県別の順位は41番目である。県政サポーター向けのアンケートでは、3割ほどが、東京都など県外で購入していることが分かった。今年度、新たな取組として、幸運アンバサダーによる県内での購入を呼び掛ける動画の公開や、バーチャル埼玉での広報などを実施した。引き続き、あらゆる機会を通じて、県内で購入していただけるよう広報に努めていく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、支援対象の優先順位や判断基準をどのように整理したのか。また、今後残余分をどのような考え方で活用していくのか」との質疑に対し、「今回、国から示された推奨事業に沿って、物価高騰に対する負担を軽減するための支援を優先した。今後は、物価変動に対応できるような経営体質の改善や価格転嫁から賃上げに至る正のスパイラルの構築に向けた施策を検討していく」との答弁がありました。

このほか、第122号議案及び第127号議案についても活発な論議がなされ、第171号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

次に、所管事務の調査として、「指定管理者の選定の在り方について」質問が行われました。

その中で、「指定管理者選定委員会議事録の詳細を公開した方が審査の透明性向上につながると思うかどうか」との質問に対し、「選定委員会での発言には、落選団体にとって不利益な情報が含まれていることや、発言が公表されると委員同士の率直な意見交換を妨げる可能性があるので、埼玉県情報公開条例の不開示情報として取り扱っている。そうした部分を除きながら、議事録の概要を公表することについては検討していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告

副委員長 東 山 徹



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願3件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第173号議案について、「職員給与に関して、人材確保に向けて若年層に重点を置くという観点で見た場合、どのような傾斜配分になっているのか」との質疑に対し、「全ての職員を対象に引上げを行っているが、引上げ率は初任給をはじめとした若年層ほど大きく、年代や職位が上がるほど小さくなっている」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第122号議案について、「屋内50m水泳場整備及び運営事業の債務負担行為について、維持管理も含めて長期の契約となるが、今後もスライド条項を適用する可能性はあるのか」との質疑に対し、「竣工までの間は、設計・建設の費用として当該条項が適用されるが、その後の維持管理についても、物価が変動した場合は改定する規定を契約書に盛り込んでいる」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「今回の補助対象である光熱費と食材費の予算額はそれぞれ幾らか。また、実施時期はいつ頃か」との質疑に対し、「補助額は、光熱費が235万3,000円、食材費が1億7,724万4,000円である。また、私立学校運営費補助に上乗せすることで申請事務を簡素化し、2月下旬から3月頃に支給する予定である」との答弁がありました。

このほか、第134号議案、第135号議案、第139号議案、

第171号議案及び第172号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第172号議案に反対の立場から、「先の見えない物価高騰や相次ぐ上下水道料金の引上げなど、県民からは悲鳴の声が上がっている。特別職の期末手当の引上げは、県議会議員の期末手当の引上げにも連動するため反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第172号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、第168号議案「審査請求に関する諮問について」申し上げます。

まず、「非違行為により、実際にどのような被害や影響があったのか」との質疑に対し、「臨時の保護者会開催などの対応や、報道機関への対応準備に加え、スクールカウンセラーの派遣によって、本来不要であった公費負担も生じた」との答弁がありました。

続いて、意見の聴取に入りましたところ、「審査請求人は、ストレス等により思い悩んでいた中で、飲酒の影響もあり衝動的に行方に及んだと主張するが、判断力が低下するほどの飲酒は、請求人の責めに帰すべき行為であり、背景及び動機に考慮する事情はない。審査請求人の行為は、公務員に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは適切でない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会の意見として、総員をもって、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」と、答申することとした次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第3号につきましては、請願者886名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも上位の水準にあり、両者の補助単価を合算すると国の標準額を上回っている。来年度、国による高校授業料無償化が実現した場合には、父母負担軽減事業補助の一般財源の一部が国庫支出金に振り替わることが見込まれるが、現在のところ詳細は不明である。厳しい財政状況に鑑みると、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「来年度から国の授業料助成が大幅に増額となるため、県が担ってきた支援

金分を運営費補助に活用できる機会となる。こどもたちが経済的な心配をせずに学べる環境を整備することは、『埼玉県こども・若者基本条例』の教育費負担の軽減にもつながるものである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第5号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきである。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実、安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「消費税は低所得者ほど負担割合が大きく、不公平な税制である。物価高騰で苦しんでいる県民を応援し、地域経済の活性化のためにも本請願を採択するべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第7号につきましては、請願者426名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「核兵器禁止条約は、日本が目指す『核兵器のない世界』の出口ともいえる重要な条約である一方、核兵器保有国のみならず、非核兵器保有国からも支持を得られておらず、国際社会における核軍縮の取組に分断をもたらしている点が懸念されている。政府は、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しつつ、現実的で実践的な取組を推進していくとしていることから、国の取組を尊重すべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「多くの国々が核兵器のない世界による安全を選択し、99か国が署名、批准、加盟している。国内世論調査でも、当該条約に参加すべきとの声は7割を超えており」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「スポーツ少年団大会の参加資格について」質問が行われました。

その中で、「男女混合チームを認めていないなどの大会のルールによって参加できない選手が出てしまうことが問題であるが、県としてどのように考えるのか。また、今後どのように埼玉県スポーツ協会に対し、働き掛けていくのか」との質問に対し、「男女混合で行われているスポーツ少年団の活動実態に合った形式での大会実施が望ましいと考えている。また、県民誰もがスポーツを楽しむことができる機会を提供するという県の方針に鑑みると、合理的な理由がない場合には、男女混合で出場できるように改善を働き掛けていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第140号議案ないし第142号議案について、「今回の指定管理者の募集に当たり、県内事業者の応募を増やすためにどのような取組や工夫を行ったのか」との質疑に対し、「過去に応募があった企業をはじめ、各種団体や県内における類似施設の指定管理者、環境保全活動に取り組む民間企業などに幅広く周知を行った」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第122号議案について、「家畜保健衛生所機能強化事業に関する、工期延長により、開所の準備期間が短くなるが、来年9月に予定している家畜保健衛生所の開所に影響はないのか」との質疑に対し、「建物の引渡しから開所までの3か月間で、準備作業を行うことは十分可能であり、開所への影響はない」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、環境部関係では、「クマ対策は、恒久的なものとして講じていくのか」との質疑に対し、「クマが増えていく状況は、長期的に見て確実だと専門家も言っており、今年、出没件数が多いことから対策を強化するのではなく、長期的な視点で計画的に対策を講じていく」との答弁がありました。

このほか、第154号議案、第155号議案及び第171号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

次に、所管事務の調査として、「クマ対策について」質問が行われました。

その中で、「現在講じている対策及び中長期的な対策は何か」との質問に対し、「当面は、緊急対応として市町村が緊急銃猟制度を的確に運用できるよう支援に注力している。中長期的には、クマを人里に近づけさせない

対策やクマの個体数を管理する取組を進めていく。森林関係では、現在、森林組合等に対して注意喚起を行っており、中長期的には雑草の刈り払いなどによるクマとの遭遇防止を図っていく」との答弁がありました。

また、「獵友会の会員数の増加や長瀬射撃場の活用を含めて、どのような対策を行っているのか」との質問に対し、「獵友会の会員数は減少傾向が続いているが、50代以下の入会が増えており、徐々に会員の若返りが進んでいる。新たな狩猟者の技術習得のため、研修会の開催や長瀬射撃場の活用を進めていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

副委員長 須賀 昭夫



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案15件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第149号議案について、「埼玉県伊豆潮風館の指定管理期間が2年間になることで、提供されるサービスの質が低下することはないのか」との質疑に対し、「候補者から提出された事業計画書では、現在の指定管理期間と遜色なく同等のサービスが提供されることとなっている。自主事業としてリフト付きマイクロバスを活用した周辺観光を行うほか、従業員のスキルアップ等のため多くの研修や訓練を実施するなど、接客面でも安定したサービスの提供が行われるよう計画されている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第169号議案について、「埼玉県立病院機構第2期中期目標では、県北部の医師不足地域への医師派遣やサイバー攻撃への対応等が新たに盛り込まれているが、どのような議論を経て、明記されたのか」との質疑に対し、「本県の課題に対して、同機構にどのような対応を求めるべきかという観点から検討を行った。県北部の医師不足地域への医師派遣は、本県の重要な取組の一つであり、医師確保施策に協力いただく意味でも、目標に明記した。また、令和4年に、大阪府の病院がサイバー攻撃を受けて診療機能に大きな支障が生じたことから、サイバー攻撃への対応についても明記した」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、保健医療部関係では、「今回実施する処遇改善・物価上昇支援事業はどういうものか。また、従来の光熱費等高騰対策

支援事業との違いは何か」との質疑に対し、「今回の処遇改善・物価上昇支援事業は、医療機関等が直面している物価高騰や賃金上昇を踏まえて、診療報酬の見直しの効果を前倒しするため、国で措置された医療・介護等支援パッケージを受けて事業化したものである。また、光熱費等高騰対策支援事業は、電気やガス料金などを対象とする一方、処遇改善・物価上昇支援事業はそれ以外の経費や賃上げに要する費用に支援を行う点で異なる」との答弁がありました。

このほか、第129号議案、第130号議案、第143号議案ないし第148号議案、第150号議案、第152号議案及び第171号議案についても活発な論議がなされ、第151号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第149号議案に反対の立場から、「埼玉県伊豆潮風館について、令和10年3月末の施設廃止を前提とした指定管理期間となっており、県民の意見を十分に聞き、協議してきたとは言い難い状況であるため反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案15件について採決いたしましたところ、第149号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第6号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「民間でもリフト付きバスの所有が増え、社会全体のバリアフリー化が進んできていることに加えて、昨今の深刻な運転手不足により、事業の継続は現実的に難しい状況となっている。現在、県では、様々な障害者団体から要望を受けており、代替案についても検討しているところである。今後の施策が、障害者団体や利用者の意見を踏まえたものになっているかを注視し、必要な意見や提言を行っていくべきと考える」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「障害者が自力で民間バスを探すことが簡単にできるのか疑問であり、生活費に苦慮している障害者は多く、高額のバス料金を負担することは困難である。受託事業者が運転手を確実に確保できるように、委託料を増額し事業継続することは、県の責務だと考える」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 渡辺聰一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、「カスタマーハラスメントの指針」について、「カスタマーハラスメントの指針に関するものになるのか」との質疑に対し、「カスタマーハラスメントの定義や類型、具体例等の内容に関する事項、また、県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務に関する事項、さらに、県の施策に関する事項などを盛り込むことを検討している」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、「大久保浄水場の土壌汚染を事前に確認できなかったことについて、同様の事例が起こることも想定されるため、事前調査が必要ではないか」との質疑に対し、「今回、土壌汚染対策法に基づいて土地利用状況を確認したところ、工場などの利用がなかったことから事前調査は行っていない。今後は調査を実施することなどを検討していく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「特別高圧電力を使用する中小企業等に対して、できる限り早く支援すべきと考えるが、どのようなスケジュールを想定しているのか」との質疑に対し、「申請システムの改修等を行い、令和8年2月下旬頃から申請受付ができるよう準備を進めていく」との答弁がありました。

このほか、第123号議案、第125号議案、第131号議案及び第153号議案についても活発な論議がなされ、第122号議案及び第171号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案9件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第132号議案に対し、条例の施行について適切な対応を求める附帯決議として、「1 指針案の策定に当たり、カスタマーハラスメントの行為類型は県民の権利行使及び表現の自由に直結するため、慎重に検討し、指針案は所管委員会に報告して、その意見を最大限尊重すること。2 指針においては、行為類型及び典型例を示すとともに、正当な権利行使に基づく申出及び通報等

は尊重し、カスタマーハラスメントとして取り扱わないことを明記すること。3 指針の策定及び見直しに当たっては、関係当事者、専門家及び関係団体の意見を幅広く聴取し、十分に反映すること」との提案があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第4号につきましては、請願者145名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、事業に従事する配偶者や親族がある場合、第57条において特例として、それらの者への給与を実額で経費に算入することを認めており、合理性があると考える。また、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、幅広い議論と検討がなされるべきである」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告

副委員長 戸野部直乃



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案18件であります。

以下、これらの議案について行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、「ゼロ債務負担行為の設定額の前年度比と、工事の発注時期の平準化はどのような状況か」との質疑に対し、「令和7年度の設定額は117億8,275万円であり、前年度比約8%の増加となっている。例年、第1四半期の工事量が一番少なくなるが、その平準化として、第1四半期の目標を、年間の稼働件数の平均値に対する90%として発注している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第164号議案及び第165号議案について、「特別県営住宅等の次回指定管理の前提となる県営住宅の管理方法については、令和5年2月定例会の予算特別委員会において、管理代行制度と指定管理者制度を比較し丁寧に進めると答弁があったが、どのように比較検討がされたのか」との質疑に対し、「他自治体への状況調査やヒアリングを実施し、コスト面と入居者への福祉的サービスの2点で比較した。コストについては、指定管理者制度では担うことができない権限行

使のコストも含めると、指定管理者制度の方が割高になる。福祉的サービスについては、「埼玉県住宅供給公社が行うサービスの方が、他の自治体の指定管理者におけるサービスよりも手厚い」という結果となったとの答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第170号議案について、「流域下水道の受益者負担を減らす方策について、安全を担保しつつ、労務費以外の経費を圧縮していく必要がある。今後、その対策の報告も含め、体制整備ができるのか」との質疑に対し、「維持管理経費は経営努力により極力削減していかなければならない一方で、適正な水準に維持管理負担金の金額を設定し、安定的に事業を運営できるようにすることも使命である。県民の納得を得るために、削減努力による成果を報告できるようにしていく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、県土整備部関係では、「クマ対策における、樹木伐採箇所の選定の考え方はどのようなものか」との質疑に対し、「埼玉県ツキノワグマ出没マップに基づき、河川付近でクマの出没が確認された箇所のうち、近隣に人家がある12か所を選定した」との答弁がありました。

このほか、第126号議案、第133号議案、第136号議案、第137号議案及び第156号議案ないし第163号議案についても活発な論議がなされ、第171号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案18件について採決いたしましたところ、第133号議案、第164号議案、第170号議案、第171号議案及び第175号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川笛目川の特定都市河川指定について」、都市整備部から「埼玉県建築物耐震改修促進計画の改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員長報告

副委員長 保 谷 武



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第167号議案について、「埼玉県立小川げんきプラザに関する、委託料が5割近く増加している要因は何か」との質疑に対し、「利用者のサービス向上につながるプラネタリウムの機器更新費用を含む維持管理経費の増加が約800万円、賃金上昇に係る人件費の増加が約1,100万円などが主な要因である」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「学校給食費に対する補助について、どのように積算したのか」との質疑に対し、「小売物価統計調査のデータを用い、食材価格上昇率32.9%を算出した。この範囲内で、令和4年度以降に給食費を値上げした学校を対象として、1食当たりの値上げ額に1月から3月分の予定人数と給食回数を乗じた額を計上した」との答弁がありました。

このほか、第122号議案、第166号議案、第171号議案及び第174号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第1号につきましては、請願者2,668名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。給食費の無償化については、地域や学校の実情に応じた取扱いがあり、財源の確保や公平性、柔軟性の観点からも課題があるため、国の検討結果を踏まえて県としての対応を検討すべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「増加する不登校やいじめ、特別支援教育に対応するためにも専門性の高い教職員の増加が必要であり、教育費の保護者負担の軽減や特別支援学校の教室不足、過密解消も喫緊の課題である」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第2号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「特別支援学校における教室不足の解消のため、実態の把握及び必要な教育環境の整備を進めており、また、国に対して財政的支援制度の充実や医療的ケアを実施する看護職員の定数措置等について働き掛けを行っており、適切な対応が実施されている」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「特別支援学校は教室不足と過密化により、慢性的な学習権侵害ともいえる状況に陥っており、医療的ケア児が安心安全な学校生活を送る上で、看護職員の定数基準を定めることは重要である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「身体に障害のある生徒の高校入学について」及び「児童生徒の自殺防止に向けた取組の強化について」質問が行われました。

その中で、「身体に障害のある生徒が安心して高校生活を迎えるよう、入学後どのような支援が受けられるか、必要な情報をどのように提供していくのか」との質問に対し、「どの県立高校でどの教職員が対応しても、説明に温度差が生じないようガイドラインを作成し、全ての県立高校に配布するとともに、これまで生徒や保護者からあつた問合せを精査し、情報提供するなど、親切丁寧な対応を周知徹底していく」との答弁がありました。

次に、「昨年度、本県で自殺により亡くなられた児童生徒が過去最多という調査結果を踏まえて、現状の課題認識と今後の展望はどうか」との質問に対し、「本年2月から設置を推進している校内連携型危機対応チームの更なる充実を図るほか、各学校に対し、自殺予防に関する取組を年間指導計画に組み入れることなど、実効的な組織体制を構築し、自殺防止対策に取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して「教職員の駐車場費用負担について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わりります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第171号議案について、「昨年の人事委員会勧告に基づく改定との差異はどうか。また、今回の給与改定は若年層に重点を置いているが、大卒の警察官の初任給はどのくらい引き上がるのか」との質疑に対し、「今回は、若年層に重点を置きつつ、その他も昨年を大幅に上回る引上げが行われる。月例給の引上げの割合は、昨年が平均2.79%だったところ、今回は平均3.51%である。また、大卒の警察官の初任給は、地域手当を含む額で約16,500円増額し、約304,000円となる。初任給が300,000円を超えるのは、今回が初めてである」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「近隣都県の事業者からLPガスを購入している方が補助を受けられないと聞いているが、改善されたのか。また、近隣

都県との補助額に差はあるのか」との質疑に対し、「これまで近隣都県10のLPガス協会に対して会員向けの周知を依頼し、新たに県外4事業者から申請をいただいた。今回、東京都や群馬県のLPガス協会に直接訪問して周知を依頼している。また、近隣都県の補助額については、東京都は独自予算で実施しており、本県と同様に国の交付金を活用している千葉県及び神奈川県との比較では、まだ確定していないが、本県の補助額が最も高いと認識している」との答弁がありました。

また、「LPガス協会に加盟していない県内事業者への周知はどうしているのか」との質疑に対し、「協会に加盟していない事業者には直接郵送で事業を案内している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「令和7年度における指定管理者の再公募について」、「埼玉県消防学校再整備基本構想(案)について」及び「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 決 算 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



決算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっておりました、第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」並びに第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、地方法人課税の偏在による県財政への影響、期日前投票所の充実、年代別退職者数と主な退職理由、外国人総合相談センター埼玉への相談内容、ドローンによる災害現場上空観測の実証実験の成果、若手狩猟者育成の取組、児童虐待のリスクが高い家庭へのアウトリーチ型支援、県北・秩父地域における医師確保、障害者の法定雇用率達成状況、森林環境譲与税の活用状況、社会資本整備総合交付金の採択率、加須サイクリングセンターの利用状況、不祥事根絶アクションプログラムの取組の充実、岩槻高齢者講習センターの利便性向上などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道用水供給事業会計における受水団体の県水転換率の減少要因、流域下水道事業における収益的収支の赤字要因と経営改善の取組などについて質疑がありました。

その結果、102項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、総括的事項関係において、「これまで実施された物価高騰対策について、支援の届きにくい層があることを調査し、的確な対策を検討していくこと。また、国の交付金を活用した短期的な支援にとどまらず、今後は地域経済の底上げにつながる中長期的な仕組みづくりに取り組むこと」、県民生活部関係において、「青少年非行防止対策については、県内の実情を把握するとともに他部局との連携強化を図り、地域の大人が問題を抱える少年一人一人に寄り添える社会づくりに向けて更なる取組に努めること」、福祉部関係において、「保育人材の確保について、県独自の施策が保育士確保に結び付いているか確認し、人材確保に向け、更なる支援強化を検討すること」のほか、91項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計において、「埼玉県総合リハビリテーションセンターは、病床利用率、医業収支比率、給与費率を改善し、一般会計からの繰入額を削減すること」、企業局の事業会計において、「産業団地の造成は、事業期間を超過しないよう努力すること。仮に延長する場合は、延長期間の短縮に努め、地元住民に説明すること」、流域下水道事業会計において、「管きよの点検調査の在り方については、県の見解を国と共有し、県民の安心を得られるものとすること」のほか、5項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第113号議案及び第114号議案について、反対の立場から、「第113号議案については、家畜保健衛生所を3か所体制から2か所体制へと減らすこと等。次に、第114号議案については、令和6年度から荒川左岸北部流域関係市の維持管理負担金単価、利根川右岸流域関係市町の維持管理負担金単価を引き上げたこと等。以上の理由から認定に反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第113号議案及び第114号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 柿沼貴志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回、「資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「リチウムイオン電池の廃棄について、県民の理解を促進するための具体的な方策は何か。また、その効果を把握しているのか。さらに、回収ボックスの設置促進についてどのように考えているのか」との質問に対し、「本年8月にリチウムイオン電池が使用されている製品が一目で分かるポスター等を作成し、市町村に配布している。しかし、その後の市町村における広報を全て把握はしていないため、今後確認して足りない部分は強化していく。また、回収ボックスについて広めていくことは重要であるため、県が持つ情報を積極的に市町村へ提供していく」との答弁がありました。

次に、「特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の運用において、基準適合の指導に対する事業者の反応はどうか。また、基準適合には費用がかかるが、県の支援はどうか」との質問に対し、「事業者から基準が分かりづらいなどの声もあったが、環境管理事務所から丁寧な説明を行い、理解を得て、基準適合に努めている。また、基準適合のための費用については、制度融資などを案内していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革特別委員長報告

副委員長 渡辺 大



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「自治体システム標準化への対応が市町村の課題となっている要因は何か」との質問に対し、「基幹的業務を標準準拠システムへ移行して運用する費用が高額であること、国が移行期限を設けたことでベンダーに作業が集中し、人手不足から遅れが生じたことが要因である」との答弁がありました。

次に、「AIの進化が著しい中、本県のDX推進計画の策定時点と現在の技術には既に大きな差が生じている。AIを活用できる人材の育成やAIの活用等について、当該計画の変更が必要であるという認識はあるのか」との質問に対し、「技術の進歩に合わせて、将来目指す方向性を含めて点検や改善をしている。AI等の新技術の有効活用に努め、全庁に展開して生産性を向上させていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策特別委員長報告

副委員長 高橋 稔裕



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉高速鉄道株式会社」、「公益財団法人埼玉県産業文化センター」及び「公益財団法人埼玉県産業振興公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉高速鉄道株式会社について、「岩槻延伸の事業化に向けて、どのように取り組んできたのか。また、今後の見込みはどうか」との質問に対し、「昨年1月にさいたま市から技術支援要請を受け、県、さいたま市、鉄道・運輸機構と事業化を前提とした整備や運営の在り方などについて検討している。社内では、本年4月に岩槻延伸推進室を設置するなど、全社的な検討体制を整えている。引き続き、延伸の早期実現に向け、県や鉄道・運輸機構と連携し、さいたま市に積極的に協力していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業文化センターについて、「ソニックシティの大ホールでは、災害に備えてどのような安全対策をしているのか」との質問に対し、「ソニックシティホールは、新耐震基準に適合した施設であり、大ホールは、令和3年1月からの大規模改修工事で、改正建築基準法に適合する天井とした。ソフト面では、年に2回の防災訓練や帰宅困難者受入対策等に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「サーチュラーエコノミー支援に関する事業を推進するに当たっての課題は何か。また、その課題を踏まえてどうしているのか」との質問に対し、「再生材を使った製品の価格が高く、消費者に選んでもらえないという課題に対し、県民への普及啓発を行うため、大規模商業施設において衣料品の再生製品の展示会を実施した。また、県内中小企業では、大企業からの下請けで再生材を活用できない企業が多いため、大企業ニーズ調査を行い、再生材を活用したい大企業とのマッチングに取り組んでいる」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策特別委員長報告

委員長 岡田 静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過

の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「被虐待児の心のケアについて、児童相談所と地域の医療機関との連携体制の現状と課題、今後の対応はどうなっているのか」との質問に対し、「中央児童相談所と越谷児童相談所に常勤の児童精神科医を配置しており、虐待を受けた児童の診察などを行うほか、紹介状による情報提供で地域の医療機関への橋渡しを行っている。課題は、地域の児童精神科医が少なく、地域につなぐ医療機関の選択肢が限られていることであるため、小児医療センターと連携し、虐待を受けた児童を診察することができる医師を増やす取組を行っている」との答弁がありました。

次に、「朝のこどもの居場所づくりは、どのような方が担っているのか。シルバー人材センターが委託を受けている市もあるが、担い手の質は確保できているのか」との質問に対し、「シルバー人材センター、放課後児童クラブを運営しているN P O法人や社会福祉協議会などが行っている。質の確保については、通常の委託事業と同じように管理しており、市からも問題があるとは聞いておらず、質の担保はできていると考える」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 深 谷 顕 史



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「サーキュラーエコノミーについて、本県は人口が多く、産業基盤が整っているため、リーディングモデルを作ることが求められると思うが、今後、重点化していく方向性はどのようなものか」との質問に対し、「県では、産業技術総合センター、産業振興公社や渋沢M I Xと連携し、普及啓発・情報発信、企業間のマッチング支援、リーディングモデルの構築・展開の3本柱で取り組んでいる。今後は、現在注力している食のサーキュラーエコノミーに続き、衣料品部門のマッチングを促進することで、サーキュラーエコノミーの認知度を高めるとともに、稼げる企業を増やしていく」との答弁がありました。

次に、「経営革新計画を策定した企業に対して、どのように支援していくのか」との質問に対し、「当該計画の策定を支援した商工団体が伴走支援を行うとともに、中小企業診断士等の専門家や豊富な経験や人脈を持つ企業のO B ・ O G を派遣して実践的な助言を行うなど、課題解決のための支援を行っている。また、今年度新たにフォローアップツールを開発しており、その診断結果に基づいて適切な専門家を派遣するなどプッシュ型支援も可能にすることで、フォローアップ支援の充実を図っていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸夫



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回、「埼玉版F E M Aによる災害対応力の強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「F E M Aに関して、これまでの成果をどのような形で共有し、市町村と連携していくのか。また、訓練に主体的に参加する市町村とオブザーバーとして参加する市町村では、災害対応力の向上に差が生じると思うが、どのように対応しているのか」との質問に対し、「災害オペレーション支援システムに訓練のシナリオやタイ

ムラインを掲載して共有を図るとともに、これまで県が培ったノウハウの提供のほか、市町村が実施する訓練のサポートを行っている。また、様々な地域に応じた被害想定を設定することで、幅広い地域の市町村に参加していただき、県全体として災害対応力の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「医療的ケア児などの災害時要援護者の避難については、情報把握に課題があると認識しているが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「医療的ケア児は、一人一人に即した対応が必要になる。まずは、その状況を把握している市町村等において個別避難計画を立てていただき、所管する福祉部などと連携して検討する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 小川直志



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「女性アスリートが直面するエネルギー不足などの健康課題や競技環境の課題について、どのようにサポートしているのか」との質問に対し、「埼玉県スポーツ協会に、LINEなどの様々なアクセス手段による相談窓口を設置し、女性特有の問題に合わせて彩の国スポーツ推進パートナーに登録されている専門医などを紹介している」との答弁がありました。

次に、「東京2025デフリンピックにおける県としての実績はどうだったのか。また、大会を通じてデフリンピックのレガシーとして残していくものはあるのか」との質問に対し、「実績としては、応援イベントの実施など各種PR活動に力を入れ、大会の気運醸成に取り組んだ。37名の県ゆかりの選手が大会に出場した結果、計18名のメダリストが誕生した。また、学校から選手に対する講演依頼もあることから、今後は学校と選手をつなぐ役割

を担い、デフリンピックのレガシーを活用していく」との答弁がありました。

次に、「本委員会は、大学の施設や人材などの活用によりスポーツ振興に取り組む『福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム』を視察したが、本県における同様の取組状況と今後の計画はどうなっているのか」との質問に対し、「部活動の地域展開に係る国の実証事業において、大学などと連携して部活動の地域展開の環境づくりを進めている。また、埼玉県スポーツ協会は、本年3月に県内22の大学と連携し、スポーツに関する様々な取組を促すための『埼玉県スポーツ・ウェルネス系大学ネットワーク』を立ち上げた。今後は、同協会と連携して県、大学、地域が一体となってスポーツ振興に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

副委員長 逢澤圭一郎



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「復旧工事の進捗状況」、「国への財政措置の知事要望状況」、「災害時等応援協定の新規締結」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「硫化水素等による健康被害について、今後、開催予定の公認心理師による個別相談会で、カウンセリング後に心理的苦痛の判断があった場合には、医療費や追加の心理的な補償の対応が必要であり、心理的ケアも含めて、住民に寄り添った対応が必要だと思うがどうか」との質問に対し、「硫化水素濃度については、本年2月6日から陥没現場周辺の5か所、9月下旬から屋内の8か所で順次24時間測定を開始し、ホームページで公開しているが、住民の方が不安を感じていることは十分承知している。カウンセリングを通じて医療機関へつなげていくとともに、因果関係が明らかになれば、治療費等の補償を行うなど、しっかりと対応していく」との答弁が

ありました。

次に、「家屋補償について、23件の事前調査が終わつたとのことであるが、まだ工事中の段階であり、補償対象の拡大も考えられる。今後の補償の流れはどのようになるのか」との質問に対し、「暫定道路の整備が完了した後に事後調査を行う予定であり、ひびなどが工事によって生じたものと判明すれば、補償を行っていく予定である」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「今回の事故を踏まえ、災害救助法の対象とならない初期費用についても財政負担の軽減が認められるように強く求めること」、「補償については、対象者となる事業者や世帯からの申込件数がいまだ少ない状況にあるが、申込みを見送っている方も含めて、県として丁寧な対応を行い、必要な補償を着実に進めていくこと」、「事故対応の長期化を踏まえ、住民、事業者への影響を改めて点検すること。また、支援が届いていない層や区域がないかを確認し、必要な手当てを速やかに講じるとともに、支援内容を分かりやすく明確化すること」などあります。

次に、本県議会は、国に対し、被災自治体による迅速かつ柔軟な対応を実現するため、災害救助法の対象とならない取組についても被災自治体が躊躇なく行えるよう、財政的負担を軽減する新たな仕組みを導入することを強く求める「災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。